

平成 16 年 (ネ) 第 6 , 238 号

控訴人 佐藤 瀧三郎 外 1 名

被控訴人 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 外 1 名

平成 17 年 1 月 18 日

東京高等裁判所

第 22 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 黒 寄 隆

弁護士 大 石 剛一郎

証 拠 説 明 書

甲第 35 号証 (「水死事故－そのメカニズムと予防対策」抜粋) 写

作成者 日本水泳連盟医・科学委員会、日本水泳ドクター会議

作成日 1993 年 9 月 30 日

立証趣旨 溺死の原因として「パニック」が挙げられていること (20, 21, 30 頁)、高齢者については「浴槽で滑って溺れる」というケースは多いこと (17 頁)、溺死の基本的メカニズムとして、「飲水→上気道に水が入る→喉頭けいれん→低酸素→アシドーシス→高炭酸ガス血症→中枢神経障害→意識障害→死」というメカニズムが存在すること (20 頁)、「ビーチでの溺水者の誘発因子」の第 2 位に (テンカンとは別に)「精神疾患」(知的障害も含まれるものと解される) が掲げられていること (12 頁)

以上

